

DCAS（縦・横方向の運行補助機能）について（UN-R171 関係）

● 適用範囲

DCAS を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く）

● 改正概要

- 令和6年3月の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、「DCAS（Driver Control Assistance System）※¹に係る国連協定規則（UN-R171）」が新たに合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。

※1 レベル2運転支援機能に相当する縦方向及び横方向を持続的に制御する機能をいう。具体的な機能としては、車線維持支援機能、車線変更支援機能、交差点右左折支援機能等に対応している。

- DCAS を有する場合は、UN-R171 に規定する要件を満たさなければならないこととする。主な要件は別添参照。
- なお、「かじ取装置に係る国連協定規則（UN-R79）」において、車線変更支援機能など一部の運行補助機能の要件が既に規定されているところ、そのような現行基準においても規定されている機能については、現行基準（UN-R79）又は新基準（UN-R171）のいずれかを満たせばよいものとする。

● 改正時期（予定）

令和6年9月中旬

● 適用時期（予定）

令和6年9月中旬 （備える場合の適用）※²

※2 国連において、さらに UN-R171 にハンズオフ機能等を追加する改正の議論が継続されているところ、当該改正を国内に取り込むまでの間は任意適用とする。

DCAS(縦・横方向の運行補助機能)の国連基準概要

- DCAS(Driver Control Assistance System)とは、レベル2運転支援機能に相当する縦方向及び横方向を持続的に制御する機能。
- 一般道における車線変更や交差点の右左折の支援機能、システムからの提案を承認することで作動する車線変更の支援機能等に対応。
- 令和6年3月に国連協定新規則として合意、令和6年9月頃に発効予定。

主な要件:

- ・ 周囲の交通流に適応して安全に走行すること
⇒ 車線変更時、後方接近車両に急減速(3m/s^2 以上)させない 等
- ・ ドライバーが安全に操作を引き継げるように設計されていること
⇒ 急なシステムオフでも運転者が操作に移れる時間を考慮 等
- ・ 速度制限遵守の支援
⇒ システムが認識した最高速度をドライバーに表示すること 等
- ・ ドライバーモニタリング機能を備え、ドライバーがアイズオン要求等に従わない場合はリスク軽減機能により停止すること

対象車両:

DCASを備える自動車※【備えた場合に適用される基準】

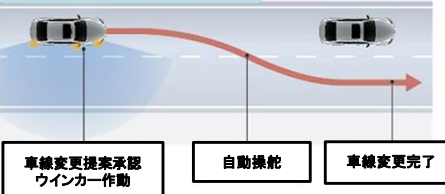
※乗用車、バス、トラック等（二輪車は除く）

国連において、さらにハンズオフ機能等を追加する改正の議論が継続されているところ、当該改正を国内に取り込むまでの間は任意適用とする。

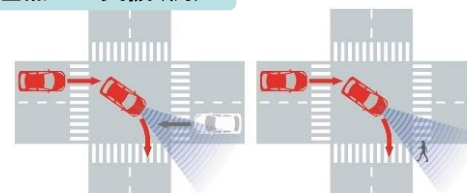
車線維持支援(例)



車線変更支援(例)



交差点での支援(例)



(日野自動車(株) HPより)

ドライバーモニタリング(例)



リスク軽減機能(例)